

第2期恵庭市消防基本計画（素案）概要版

1. 計画の考え方

恵庭市消防本部では、「第5期恵庭市総合計画」で掲げる目標の推進に向け、これまで「恵庭市消防基本計画（平成31年度～令和7年度）」を策定し、同計画に基づき消防行政の運営に取り組んできました。

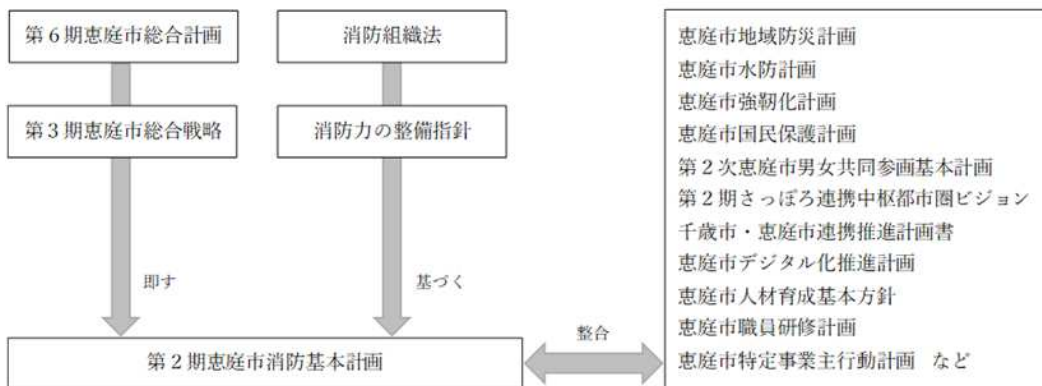
令和8年度から「第6期恵庭市総合計画」が掲げる基本目標「自然と共生し誰もが安全安心に暮らせる市民主体のまち」を踏まえ、前計画の推進に当たり明らかになった課題に引き続き取り組むとともに、今後10年間の方向性を具体的に示すため、「第2期恵庭市消防基本計画」を策定し、計画的な消防行政の運営を進めていきます。

2. 計画策定の視点

重点施策ごとに成果指標を設定し、達成度を公表することによって、市民がわかりやすい計画とします。

3. 計画の位置づけ

本計画は、消防組織法、消防力の整備指針（消防庁告示：市町村が火災予防、救急、救助などの消防業務を確実に遂行するために必要な施設や人員について目標となる水準）に基づき、本市の最上位計画である「第6期恵庭市総合計画」に即して策定するものです。なお、「恵庭市地域防災計画」などと整合性を保ち、施策の方向性を明確にし、消防分野における各重点施策の展開を示した計画です。



4. 計画の期間

本計画の期間は、「第6期恵庭市総合計画」と同じく、令和8年度から令和17年度までの10年間とし、実施計画と同様に2年ごとに見直すことで、より実効性を持たせるとともに、PDCAサイクルによる計画の管理と重点施策の検証・評価を行います。

5. 計画の体系図

本計画では、「第6期恵庭市総合計画」に掲げる基本目標「自然と共生し誰もが安全安心に暮らせる市民主体のまち」を踏まえ、「消防救急体制の充実」の実現に向けて、消防・救急体制の整備および防火対策の推進を図ります。あわせて、3つの重点施策と16の推進項目を掲げ、課題を整理した上で、目指す方向性と今後進めるべき取組を定めます。

